

## 通所介護・第1号通所事業（通所介護相当サービス）

# 契約書

通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）利用者（以下、「利用者」という）と株式会社 三協メディケア（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 第1号通所事業（通所相当サービス）事業対象者の契約に関しては、上記の期間に準ずる。
- 3 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（個別サービス計画の作成及び変更）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「個別サービス計画」を作成します。事業者はこの「個別サービス計画」の内容を利用者およびその家族に説明し同意を得、交付します。

### 第4条 通所介護並びに第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供場所・内容）

- 1 通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供場所は「あったかいご デイサービス みこだ」です。

所在地 岩手県盛岡市神子田町16番38号  
設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。

- 2 事業者は、第3条に定めた個別サービス計画に沿って通所介護、第1号通所事業（通所介護サービス相当）を提供します。事業者は、通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

#### 第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）の実施ごとに、サービスの内容等を利用日毎に記録票に記入し利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第6条（利用料金当支払い）

- 1 利用者は、サービスの対価として利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を翌月に口座振替もしくは現金で支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

#### 第7条（サービスの中止）

- 1 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護、第1号通所事業（通所介護相当サービス）の実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。
- 2 事業者の都合により、臨時に休業することがあります。この場合利用者に予め連絡をいたします。

#### 第8条（料金の変更）

事業所は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変換が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者はこの変更に参加することが出来ない場合には、本契約を解約することができる。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護・要支援認定区分、事業対象者が、非該当と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

## 第10条（秘密の保持）

- 1 事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

#### 第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供（送迎時を含む）にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、利用者（家族を含む）が事業所側の送迎を希望されない場合、通所中に発生した事由に関しての責任は利用者に帰属するものとします。

#### 第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、通所介護、第 1 号通所事業（通所介護相当サービス）の提供を行っている（送迎時を含む）ときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要に応じて、緊急連絡先および居宅介護支援事業者等に連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第 13 条（連携）

- 1 事業者は、通所介護、第 1 号通所事業（通所介護相当サービス）の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、速やかに介護支援専門員に報告します。なお、第 9 条 2 項または 4 項に基づいて解約通知をする際には事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第 14 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者から相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護、第 1 号通所事業（通所介護相当サービス）に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第 15 条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

左記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

<事業所名> あったかいご デイサービス みこだ (指定番号:0370107351号)

<運営主体住所> 岩手県盛岡市北飯岡一丁目6番8号

<代表者名> 株式会社 三協メディケア

代表取締役 齊藤 哲哉 ⑩

利用者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ⑩

(代理人)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ⑩

続柄 \_\_\_\_\_